

特定工場の新設等のための工事の日程

年 月		工 事 の 日 程									
		R 8 年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
工事の種類		3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日を記載		R 8.3.1									
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第二工場	セー 2			R 8.4.1	着手		R 8.7.31	完成			
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
工場西側緑地	リー 4					R 8.8.1	着手		R 8.9.30	完成	
その他の主要施設の設置工事											

・「生産施設の設置工事」
届出書に記載した内容に沿って記入する。
なお、変更届出の場合は、変更に係る施設について記入する。

・環境施設・緑地の設置工事
緑地の設置工事は、原則として生産施設の工事終了時までには終わるようにする

・その他の主要施設の設置工事
当該工事開始が生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の設置工事よりも早い場合にのみ記入する。

- 備考 1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。
また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
2. 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類の欄に明記して下さい。
4. 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。